(2) 音楽作品や演奏について，根拠を明確にして批評することができるようにする。
(3) 音楽や音楽文化を尊重する態度を養う。

2　内　容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 作品・作曲家に関する研究
(2) 地域や文化的背景に関する研究
(3) 音楽とメディアとの関わり
(4) 音楽批評

3　内容の取扱い

(1) 〔指導項目〕の(2)及び(3)については，いずれかを選択して扱うことができる。

第3款　各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1　指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，音楽的な見方・考え方を働かせ，各科目の特質に応じた学習の充実を図ること。
(2) 音楽に関する学科においては，「音楽理論」の〔指導項目〕の(1)及び(2)，「音楽史」，「演奏研究」，「ソルフェージュ」及び「器楽」の〔指導項目〕の(1)を，原則として全ての生徒に履修させること。
(3) 音楽に関する学科においては，「声楽」の〔指導項目〕の(1)，「器楽」の〔指導項目〕の(1)から(5)まで及び「作曲」の〔指導項目〕の(1)の中から，生徒の特性等に応じ，いずれかを専門的に履修させること。また，これに加えて，「声楽」の〔指導項目〕の(1)，「器楽」の〔指導項目〕の(1)から(5)までのいずれかを履修させることができること。
(4) 音楽に関する学科においては，(3)において履修させる〔指導項目〕，「音楽理論」の〔指導項目〕の(1)及び(2)，「ソルフェージュ」及び「器楽」の〔指導項目〕の(1)を，原則として各年次にわたり履修させること。
(5) 障害のある生徒などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

2　内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 「声楽」の〔指導項目〕の(2)及び「器楽」の〔指導項目〕の(6)については，他者と協調しながら活動することを重視することによって，より一層幅広い音楽表現に関わる資質・能力を育成できるようにすること。
(2) 各科目の特質を踏まえ，音や音楽と生活や社会との関わりについて考えられるようにするとともに，音環境への関心を高められるようにすること。
(3) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに，音楽に関する知的財産権について適宜取り扱うようにすること。また，こうした態度の形成が，音楽文化の継承，発展，創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。
(4) 各科目の特質を踏まえ，学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また，コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し，生徒が様々な感覚や情報を関連付けて，音楽への理解を深めたり主体的に学習に取り組んだりできるよう工夫すること。
(5) 各科目の特質を踏まえ，学校や地域の実態に応じて，文化施設，社会教育施設，地域の文化財等の活用を図ったり，地域の人材の協力を求めたりすること。